

しろい食育サポート店事業 募集要項

1 目的

白井市食育推進計画に基づく食育を推進するための食環境の整備として、健康的な食に関する取り組みを行う飲食店や販売店を「しろい食育サポート店」として登録し、健康的な食に関する情報やメニュー等を提供することにより、食育をとおして市民の健康づくりを支援する。

2 募集店舗

(1) 市内に住所を有する飲食店

食品衛生法により営業許可を受けている店舗とし、一般食堂、料理店、給食施設、レストラン等食品を調理して不特定多数の利用客に提供する店舗（以下「飲食店」という。）

(2) 市内に住所を有する食品等の販売店

食品衛生法により営業許可を受けている店舗とし、弁当店、惣菜店、量販店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、小売店等、調理済みの食品を不特定多数の利用客に販売する店舗（以下「販売店」という。）

3 登録基準等

下表の①～⑥のうち2項目以上の取り組みを行う飲食店及び販売店とする。

表. しろい食育サポート店登録基準

A	食育に関する資料の設置	①市が提供する食生活に関する情報資料等を店舗に設置できる ポスター、リーフレットなど
B	野菜たっぷりメニューの提供	②野菜使用量 ^{※1} が1食 ^{※2} 120g以上又は単品 ^{※3} 70g以上のものを提供できる ^{※4}
C	ヘルシーオーダーへの対応	③エネルギーが気になる人への対応 ・ごはん、めん類など主食の量を控えめにできる ・肉、魚料理など主菜のハーフサイズや小盛メニューがある ④脂質が気になる人への対応 ・料理に使う油の量を控えめにできる ・マヨネーズ、ドレッシング等の量を別添えにできる ・ノンオイル調味料を用意できる ⑤塩分が気になる人への対応 ・料理の味付けを薄味にできる ・減塩の調味料を用意できる ⑥噛む力が弱くて食べにくい人への対応 ・包丁目を入れたり、やわらかく煮るなど、食べやすいように調理できる

※1 調理前の生野菜重量とする。

※2 「1食」とは、定食、弁当、セットメニューなど、主食・主菜・副菜が組み合わせられているもの、又は1皿で揃っているもので、通常1人1食分に相当する分量がある献立として提供されているものをいう。

※3 「単品」とは、惣菜、サイドメニューなど、主食・主菜・副菜が組み合わせられておらず、通常1品で提供されているものをいう。

※4 おおむね年間を通じて提供しているメニュー及び商品であること。

※5 ③～⑥の細項目以外の取り組みについては、それぞれの目的を達成するために適切であるものかどうかを市が個別に判断するものとする。

4 申込み方法

登録を希望する飲食店及び販売店は、別記第1号様式「しろい食育サポート店申込書」を、白井市健康課（以下「健康課」という。）に提出することとする。

5 審査・登録等

（1）審査及び登録方法

市は申込書の内容を確認し、適切と認めるときは、しろい食育サポート店として登録し、登録した飲食店及び販売店（以下「登録店」という。）に対して、しろい食育サポート店登録証・ステッカー・ミニのぼり旗を交付するものとする。

（2）登録店の役割

登録店は、登録にあたってしろい食育サポート店事業に関する次の事項を実施及び協力するものとする。

- ①しろい食育サポート店登録証、ステッカー及びミニのぼり旗を店内に掲示する。
- ②しろい食育サポート店申込書に記載した取り組みを実施する。
- ③市のホームページ又は広報等への掲載に協力する。
- ④市が実施するしろい食育サポート店事業に関する調査へ協力する。

6 登録内容の変更

登録店は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは別記第6号様式「しろい食育サポート店変更届」を健康課へ提出するものとする。

7 登録の辞退

登録店は、登録の辞退を申し出るときは、別記第7号様式「しろい食育サポート店辞退届」を健康課へ提出するものとする。なお、辞退にあたっては、交付した登録証・ステッカー・ミニのぼり旗を健康課に返却するものとする。

8 登録の取り消し

市は、登録店が次号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。なお、取り消しにあたっては、交付した登録証・ステッカー・ミニのぼり旗を健康課に返却すること。

- （1）第3項の登録基準に適合しなくなったとき。
- （2）廃業などにより続行することが困難であるとき。

9 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成31年4月2日から施行する。